

徳島県規則第三十一号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二徳島県東部県税局長の項第五号中「清掃業務」の下に「及び設備運転管理業務」を加え、同表徳島県東部農林水産局長の項中第五十二号を第五十三号とし、第四十九号から第五十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四十八号中「二千万円」を「三千万円」に改め、同号を同項第四十九号とし、同項中第四十七号を第四十八号とし、第十二号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）に関する次のこと（農林水産部スマート林業課長の専決に係るものを除く。）。

1 第九条第四項（第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定増殖事業計画に係る市町村長の意見の聴取

2 第十条第三項の規定による認定特定増殖事業計画の変更の指示

3 第十四条第四項（第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定植栽事業計画に係る市町村長の意見の聴取

4 第十五条第三項の規定による認定特定植栽事業計画の変更の指示

別表第二の二徳島県東部県土整備局長の項第八号に次のように加える。

7 第十八条第二項において準用する建築基準法第九十三条第一項の規定による消防長等に対する同意の要請

別表第二の二徳島県東部県土整備局長の項第十七号中30を33とし、19から29までを3ずつ繰り下げ、18を19とし、同19の次に次のように加える。

20 第四十八条の二十九の三の規定による利用の禁止又は制限

21 第四十八条の二十九の四の規定による道路標識の設置

別表第二の二徳島県東部県土整備局長の項第十七号中17を18とし、16を17とし、同号の15中「第四十七条の五第一項前段」を「第四十七条の十五第一項前段」に改め、同15を同号の16とし、同号中14を15とし、13を14とし、12を13とし、11の次に次のように加える。

12 第四十四条の二第三項の規定による工作物の設置に関する行為の届出の受理、同条第五項の規定による変更の届出の受理及び同条第六項の規定による必要な措置を講ずべきことの勧告

別表第二の二徳島県東部県土整備局長の項第二十三号の5を削り、同項第六十一号（13を除く。）中「二千万円」を「三千万円」に改め、同号の13を次のように改める。

13 県土整備部の分掌に属する工事、維持修繕及び用地取得に係る測量、設計、試験、調査及び用地取得事務の業務

別表第二の三徳島県中央こども女性相談センター所長の項第一号の9及び徳島県南部こども女性相談センター所長及び徳島県西部こども女性相談センター所長の項第一号の5中「意見の聴取」を「家庭裁判所への承認の申立て」に改め、同号の6中「第三十三条の六

第一項」の下に「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同表徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項第六号中3を削り、4を3とし、同表徳島県阿南安芸自動車道用地推進センター所長の項第一号中「二千万円」を「三千万円」に改める。

別表第三個別事項の項第二十二号の14中「改善命令等」を「改善等の命令」に改め、同号中19を20とし、15から18までを1ずつ繰り下げ、14の次に次のように加える。

15 第十八条の十五第六項の規定による解体等工事の調査結果の報告の受理

別表第三個別事項の項第五十三号の5中「同項第十三号、第十五号及び第二十四号」を「同項第十四号、第十六号及び第二十九号」に改め、同号の6中「同項第四十六号」を「同項第四十七号」に改める。

別表第五その二の表地方自治法第二百二十二条の三の規定による支出負担行為の項第十号中「二千万円」を「三千万円」に改める。

別表第十三第四号の2中「工作物等」の下に「（同条第四項の規定により売却した代金を含む。）」を加える。

別表第十四徳島県行政組織規則第五条第二項及び第六条第二項に規定する課（県立総合大学校本部及び徳島県産業人材育成センターを含む。以下この表及び次表において「課」という。）、「徳島県会計規則別表第三に掲げる会計課の所管する二号廨（以下「会計課の所管する二号廨」という。）、「徳島県教育委員会（事務局に限る。）」、「徳島県人事委員会」、「徳島県監査委員」、「徳島県労働委員会」、「徳島県収用委員会」、「徳島県警察本部（警務部情報発信課、会計課及び拠点整備課並びに交通部交通指導課に限る。）及び徳島県議会の所掌に属する歳入及び歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項の項名中「県立総合大学校本部」の下に「、「徳島県文化の森振興センター」を加え、同項第二号中「領収書」を「領収証書」に改め、同表総務事務管理課の所掌に属する歳入及び歳出（旅費に係るものに限る。）に係る次に掲げる事務の項の項名中「（旅費に係るものに限る。）」を削り、同項第一号中「決定」の下に「（報酬、給料、職員手当等及び旅費に係るものに限る。）」を加え、同項第二号中「こと」の下に「（旅費に係るものに限る。）」を加え、同表徳島県会計規則別表第一に掲げる一号廨及び同規則別表第三に掲げる一号廨の所管する二号廨（以下「一号廨の所管する二号廨」という。）の所掌に属する歳入、歳出及び歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項第二号中「小切手」を「小切手等」に改め、同項第四号中「領収書」を「領収証書」に改め、同表徳島県東部県税局の所掌に属する県税及びこれに伴う県税外諸収入並びにこれらの還付並びに歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項第二号の2及び20中「領収書」を「領収証書」に改め、同号の21中「第五十四条第一項」を「第五十四条第二項」に、「領収書」を「領収証書」に改める。

別表第十五出納局会計課長の職にある出納局等出納員の項、廨出納員の項及び徳島県東部県税局の税務出納員の項中「領収書」を「領収証書」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。